

**まっえアドバンス・ケア・プランニング普及・啓発推進協議会会則**  
～どこで、どう生き、どう最期をむかえたいかを考え、支える支援体制～

(名称)

第1条 この会は、まっえアドバンス・ケア・プランニング普及・啓発推進協議会(「ACP 推進協議会」と略する)と称する。

(定義)

第2条 アドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning、「以下、ACP という。」)は、「将来の医療・ケアについて、本人を人として尊重した意思決定の実現を支援するプロセス※」のことである。個人の価値観の多様化に対応して医療・ケアの個別化が進むなか、人生の終末期においても本人の意向を尊重した医療・ケアが求められる。本人の意志決定能力が低下した場合にも、終末期に受けたいケアや受けたくない医療などについての意向が尊重されるためには、本人だけでなく家族や関係者も準備が必要である。あらかじめ早い段階から、本人・家族や信頼できる人・医療スタッフと対話を繰り返し、「本人の意向に沿った、本人の人生の最終段階における医療・ケアを実現し、本人が最期まで尊厳をもって人生をまっとうすることができるよう支援すること※」を目指している。 ※日本老年医学会提言の定義

(目的)

第3条 松江市では、第8期松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の「地域でともに支えあい、いきいき暮らせるまちづくり」を基本理念とし、松江らしい地域包括ケアシステム構築に向け取り組んでいる。地域包括ケアシステムの構築には、一人ひとりがどこでどう生き、どう最期をむかえたいかを考え、そのための心構えを持つことも重要とされている。人生の最終段階における医療・ケアについての意向を尊重するとともに本人の健康状態や支援状況の変化にも対応できるよう、個人を支える全ての関係者が切れ目なく本人の意向を実現するしくみづくりを目的として本協議会を設置する。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ACP 普及・啓発の推進にかかる協議・検討
- (2) 市民を対象とした講座の開催
- (3) 医療職及び介護職向けの研修会の開催支援
- (4) 市民向け啓発媒体の作成
- (5) その他前条の目的に資する活動

(委員)

第5条 この会は、目的に賛同する別表に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と同期間とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 必要に応じて臨時委員及びオブザーバーを加えることができる。

(運営)

第6条 この会は次のように運営する。

会長は委員の互選により1名おき、副会長は会長の指名により若干名をおく。

- 2 この会の議事進行は、会長がつとめる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。
- 4 年1回の総会を開催し、年度事業の計画等をはかるものとする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者に対し、総会等への出席を求めることができる。

(総会)

第7条 総会は、委員をもって構成し、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、第4条に定める事項のほか、次の事項を決定する。
  - (1) 会則の改廃に関すること。
  - (2) 事業計画に関すること。
  - (3) 別表に掲げる団体等の変更
  - (4) その他、協議会の目的達成のために必要な事項
- 4 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

第8条 協議会の活動を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に属する委員は会長が指名し、総会の承認をもってこれに充てる。
- 3 幹事長は、幹事の互選により定める。
- 4 幹事長は、幹事会が招集し、幹事長がその議長となる。
- 5 幹事会の担任する事務は、次のとおりとする。
  - (1) 協議会に付議する事項の協議
  - (2) 協議会からの指示事項の処理

(3) その他、協議会の円滑な運営に必要な事項

6 幹事の任期は、松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と同期間とする。

7 補欠により選任された幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、松江市健康部健康政策課（松江市在宅医療・介護連携支援センターを含む）と松江市・島根県共同設置松江保健所に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は令和元年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この会則の施行後最初に招集される総会及び幹事会は、第7条及び第8条の規定にかかわらず、事務局が招集するものとする。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。